

八項目討議の概要

三十六、十

三十七、三

カ六次会談・請求権委員会における



経済協力 韓国・99

八項目討議の概要



分類記号	カ 1 類
保存期間	永久
主管課	外貨課

国立公文書館	
分類	大蔵省 平成12年度
排架番号	つくば書庫5 5-53 3445

BS4.2.1
6
永久

大蔵省国際金融局投資第二

第6次会談・請求権委員会における8項目討議の概要

136.10.27 ~ 37.3.6)

極 秘

番号	項 目	韓国側の説明要旨 (金額)	日本側発言要旨	備 考
第1項	地 金 銀	朝鮮の中央銀行の発券準備として保有する地金銀と日銀券と引換文に日本に持っていくのは朝鮮経済の搾取であり、不当であるから返還せよ。 (現物返還請求) 地金 240ト余 (地銀 67ト) (返還数量の根拠) 1909年(韓国銀行設立の年)~1945年に搬出した数量と朝鮮銀行の帳簿により確認したものと主張	朝鮮銀行法により朝鮮銀行の発券準備の全額と地金銀と保有すべきは否めなく、またこの地金銀は適正価格で朝鮮銀行の業務の一部として売却したものであり、不当に安い価格で売却したわけではない。またこの地金銀が韓国に残ったわけ、相当の価値があるという韓国側の主張はわかるが、当時としては合法的なものであり、これを非合法というは日韓合併以後の秩序を全部覆すことになり、話が難しくなる。 要するに日本側としては、韓国側に本項目を請求する法的根拠はないと考える。 オ6次・オ3回(36.11.16)高川直査	(日本側見解) 朝鮮銀行の業務の一つとして適法に行なわれたものであるから、韓国側の請求は拒否する立場をとっていた。 (計数) 政府としての記録なし。 (事実関係) 鮮銀は朝鮮産金と買入れ、これを政府日銀に売却して、取次材関の材能を果していた。 (交渉) 両国の法的見解の相違は典型的な例で、事実関係の検討にいたらず。 (従来の国会答弁) 法的見解については両国の見解は一致をなしている。政府としては地金銀の売却は朝鮮銀行法に基づき朝鮮銀行の業務の一つとして適法に行なわれたものであると考える。

38.1.29 答了 38.2.7 答了
38.2.12 答了 40.2.1 答了

(内号・2373)

大 蔵 省

(2)

第2項	日政府の朝鮮郵務所債務		
(1)	逓信局関係		
(a)	郵便貯金、振替貯金 郵便為替	総務府(逓信局)から内地へ集中した資金は実質的には韓国人貯金 投入者等の資金の集積であるから、その 返還を請求する。 (1,197,725,743円 ¹⁰²) (通帳の集計ではなく逓信局帳簿から 朝鮮人分を抽出) (韓国側積算根拠) 昭20.9未残高 1,441,375,804円 ¹¹⁵ 昭29.9.15残高 1,361,051,990円 ¹⁰³ と 相違、ゆえに韓国人分比率(P%)を 適用。 (韓国側計数内訳) 郵便貯金 1,019,633,509.327 郵便振替貯金 111,054,064.022 郵便為替 67,037,189.250 計 1,197,725,743 ¹⁰²	(委員会における発言は) (日本側見解) 韓国人個人の貯金に対する支払いというこ とで考慮して良いとの立場であった。 (計数の突合) 一般請求積り金とに設けられた逓信局 係臨時積り金(36.11.24~12.7)について郵便 貯金の基礎数字の突合を行った。 (日本側計数) 入手可能な資料により20.9.15の郵便 貯金残高相定額 1,099,325,44円、内地日 本人分支払額 937,171,441円等の資料を韓 国側に提示。 (韓国人分比率に関する問題) 韓国側のP%は過大であるので採用 し得ないと考えられていた。 (交渉) 法的根拠については討議せず、基 礎数字について突合を行ったのみ。 (従来の国会答弁)

事実関係としては、戦後朝鮮から引き揚げた日本人の郵便貯金引当額は、
利息を含め約9億円である。

なお、逓信事業史によれば、終戦当時朝鮮地域の郵便貯金残高約14億円
内、この額は当時の資料に基く試算であり、政府として確認したのではない。
(38.2.27 衆議) (40.3.1 衆議)

大 蔵 省

(3)

(b)	国債・貯蓄債券	第5項(1)有価証券を請求する	—	—
(c)	朝鮮簡易生命保険及び郵便年金	保険及び年金の積立金中大抵有価証券に投入されたもののうち韓国人分を請求する。 (135,444,445円51) (韓国側計算根拠) 保険関係帳簿による20.9月末残高148,840,050円⁽¹²⁾の25韓国人分(91%)	(委員会における発言をし。)	(日本側見解) 韓国人個人契約者に対する支払いという ことで考慮してよいとの立場であった。 (計数の実合) 一般請求権引当のもとに設けられた通 信関係臨時小委員会において計数の実合 を行なった。 (日本側計数) 入手可能な資料により20.11末の朝 鮮簡易年金の預金部預金額 124,537,877円¹³²と推定し、韓国側 に提示。 (韓国人分比率に関する問題) 韓国側91%は過大であり、採用し 得ないと考えられていた。 (交渉) 法的根拠については、討議なく基礎 数字について実合を行なったのみ。 (従来国会答弁) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金は朝鮮統 治府が所管していたもので、政府はこれに使 する資料は保有していない。 (38.2.23付)

(38.2.27 衆参)

大 蔵 省

(4)

(d) 海外為替貯金債券	韓口を除く終戦前の日本地域内に居住した韓口人の郵便貯金算を要求する。債券に関しては要綱を以て討議したい。 (69,987,800円75) (韓口側積算根拠) 引揚者から申告されたところによる	(委員会における発言など)	(日本側見解) 日本側に計数の持合せがなく、申告を集計した韓口側計数とのみにはできないが、これをチェックする方法もない。 (日本側計数) にまだ存在した、請求の一部になる郵政省保管 郵便貯金通帳は384口 4,824千円なることを韓口側に提示。 (交渉) 法的根拠についての討議は、事実関係の検討も殆どなし。
---------------------	---	----------------------	---

大 蔵 省

(15)

(e) 太平洋米口陸軍総司令部布告第3号によって凍結された韓口受取金	韓口を除く終戦前の日本内地内に居住した韓口人に対し、1945年9月16日以降韓口政府が立替支払をしたもの及び終戦前から日本政府より恩給を受け付けたものに同日以降韓口政府が立替払をしたものについては日本内地より送金しなかったため、支払を請求する。 (45,516,884円80) (韓口側積算根拠) 不 明	(軍委員会における発言なし)	(日本側見解) 韓口側が立替支払といっても、現地にはそれを上回る日本側の資金が残留していたから、実質的にはその資金を使って払ったことになるので、立替払をしたという主張は成立しないとの立場をとっていた。 (計数) 日本側としてはチェックの方法なし。 (交渉) 韓口側法的根拠は認められず、又事実関係も検証の方法なし。
---	--	-----------------------	--

(9号・231頁)

大 蔵 省

(6)

(2) 1945年8月9日以降日本人が韓国内各銀行から引出した預金額	(討議 留保)	(委員会における発言なし)	(日本側見解なし)
	① (第5次会談) ① 米軍法令第33号に違反して行われた日本人の預金引出の還元を要求する。 ② 上記行為を放任しインフレを生じためた総督府の行政責任を問う。		① (第5次会談) 軍令33号にも及ぶ効果はないと発言。
(3) 朝鮮から収入された国庫金中の裏付資金のない歳出による韓国受取金関係	(討議 留保)	(委員会における発言なし)	(日本側見解なし)
	① (第5次会談) 軍令により国庫資金は凍結され取り扱わらず、日本側が支出を行ったのは不当である。		① (第5次会談) 軍令33号にも及ぶ効果はないと発言 (従来の口全答弁) 国庫金に国庫請求については軍令33号の既成事実を軍令の効力が及ぶのは1945年12月6日以降にあるから責任はないと考へる。 (40.3.1 家予)
(4) 朝鮮総督府東京事務所が残産	(討議 留保)	(委員会における発言なし)	(日本側見解なし)
			(争議関係) SCAPIN 2135にもとづく、26年政令40号(ポツダム政令)により朝鮮総督府鉄道局共済組合財産を処分し、日本人組合員に分配した。

大 蔵 省

(7)

第3項	1945年8月9日以降 韓国が振替または 送金した金員の返 還請求			(従来の国会答弁) 軍令33号は、在朝鮮米軍政府の権力の及ぶ地域内にあり、 韓国及び国民の財産に適用が及んでおいて、同軍令 の効力発生当時既にその地域内に在る財産は其の対象 にならない。再掲財について軍令33号の対象となさるべきとい うことは、その返還請求が根拠のあるものであるかという ことは別項の問題である。 (40.3.1 衆了) (日本側見解なし)
(1)	同日入降朝鮮銀行 本店から東京支店に 振替または送金した 金員	第5項の(1)有価証券の所で 討議した。	—	
(2)	同日入降在韓全 南銀行を通じて日本 に送金した金員	(討議留保)	(委員会における発言を)	註(第5次会談) 軍令33号にそ及効果は否に発言
第4項	1945年8月9日現在 韓国に本社、本店の あつた在日財産の返 還請求			
(1)	南鎖機園	戦前韓国に本社のあつた法人	① (朝鮮に本店のあつた法人は韓 国法人であるとの主張について)	(日本側見解) (1) 委員会における発言のとおり 韓国側の請求は認めない。
(2)	在外会社	はもとより韓国法人であり、 その在日支店の財産も韓国 側に帰属するべき返還せよ (金額明示せず)	(1) 二小の法人は地域的にも 当時日本領域の一部であつた 旧朝鮮地域にあつたものであり	(2) 他方、二小の法人が本来の

(3号・23頁)

大 蔵 省

	(根拠) (第6次会議) 朝鮮に本社のある法人は そもそも韓国法人であり、その 在日資産も韓国側のものとして ある。	設立の根拠も日本の議会における 通常の立法手続を経て法律なり、 あるいは、これに基づく法体系によ つてなされておいて、この法人が 日本法人であることは明らかであ る。	(ト) 韓国人株主のために留保した現金 又は第二会社株式等については引 渡を考慮した上、その方法を考 へていたが、この場合、韓国側の 請求は他の項目(第5項 韓国 人の対日本人及び日本政府請求)と 重複することとなる。
	(従前の主張) 軍令33号により、この会社 の日本人株式は持収され、 株主権はすべて韓国側に 帰属したため、その在日資産 も韓国側のものである。	第6次 第8回 (76. 12. 21) 宮川三查 (ロ) また私有財産尊重の原則は国 際法上確立したものであり、領土の 分離割譲の場合においても、その 分離割譲された地域に存在する 私有財産はなんら影響を受けるも のではなく、新領有国は従来とあり これを尊重する義務がある。 したがって、韓国の領土が日本の 統治下から分離したことを理由 に在韓法人の財産の所有権が韓 国側に移転したという主張をす るのであれば、それは成立する 余地がない。従って、この法人 の在日財産に対して韓国政府	(提示資料) 韓国側のこの会社の閉鎖 清算状況についての質問に対し、 閉鎖機関、在外会社のリスト、 清算手続の説明、根拠法令の引 きなどを提示した。 (事実関係) SCAPIN 74にもとづく閉鎖機 関令及び SCAPIN 1965 による 在外会社令により、この会社の 国内資産、負債の清算を行い、 残余財産を株主に分配した。 その際、朝鮮人債権者に対 する弁済金、同株主に対する 分配金は政令22号による供託

大 蔵 省

(7)

		として請求権を主張する理由は、な んら存在しないと考へる 第6次 第6回 (76. 12. 7) 宮川主査 ②〔仮り、軍令33号を根拠として、 韓国側が在日財産の引渡を 請求するとしても〕 軍令33号による米軍政府の在 韓日本財産処理は、正当な補 償を伴わない外国人私有財産の 没収であつて、国際法上没収 (confiscation)に相当する措置 であり、一般国際法上、この様な 没収は命令の効果は、一国の管轄 権及びその範囲にある財産に限ら れるものであつて、この範囲をこえ る効果は、直接的にせよ、間接 的にせよ、これを主張しなると は確立した原則である。 在鮮米軍司令官の権限は、 連合国最高司令官の下部機 関として、その管轄区域が明示	ない。新会社による保管がされた。 (計36百万円) (交渉) 韓国側の要望に応じ、 南朝鮮銀行、在外会社のリスト等の 提示、清算手続の説明、根拠法 令の列挙など事実関係の説明が 行なわれたほか、基本的な法的見 解が述べられた。 (従来の日会答弁) 軍令33号は、在朝鮮米軍政府の取力が及ぶ 地域内にあった日本国及びその国民の 財産に適用があるものであつて、同軍令の 効力発生当時すでにその地域内にな かった財産は、その対象とならない。 ある財産について軍令33号の対象とな るかどうかということ、その返還請求が 根拠のあるものであるかどうかということ は別個の問題である。 (80. 3. 1 答弁)
--	--	---	--

(345・23頁)

大 蔵 省

(10)

的に限定されており、かかる地域
的限定を受けた権能にそとづいて
発した軍令の対象が、当然管
轄地域にある財産に限られ
ることは明らかであり、同軍令自体
も明文でその対象を「本軍政府
管轄内に存在する財産」と規定して
いる。したがって、同軍令の効果
として、米軍政府が、明らかに
その管轄範囲外に存在する財
産に対して、権利を取得しなけ
ることは不可能といわざるを得ない。

さらに、SCAPの指令にそとづいて行
なわれた在日財産の実際の処理も、
このような国際法の基本原則に基づい
る法的立場を裏書きするものである。

以上により、韓国側が、明らかに
米軍政府の管轄範囲外に存在してい
る本件在日財産に対して、軍令の効果
としていかなる権利をも取得しな
ないことは、明白であると考える。

第6次 第6回 (36.12.7)

宮川 基 査

(34号・28行)

(14)

(3号, 23)

大 蔵 省

(12)

			か取得したものであるという主張であれば、軍令の効果は内地登録簿に及ばないものであるから、清冊に添すべきわけではない。 (イ) その他の日本人の所有するものについては、所有人名等事実をよく究明し、軍令に關係なく朝鮮人の所有するものであると認定の要求に応ずることを考慮する。 (2) 現物分 現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示と条件にその返還要求に応ずることを考慮する。 76次: 710回 (37.2.8) 実行: 主査	(事実関係) ① SCAPINに基づく政令により、昭和25年 (A) 南領機關、在外会社の所有する外地所有の記名証券について、外地所有の証券を無効として、その買戻行を認め、又(B) 在外会社の所有する登録簿について、その支所の支取場所を外地から国内に変更することとした。 (清算整理促進のため) ② 朝鮮銀保有の朝鮮金機証券については、31年政令18号により、一般会計の負担として南領機關、朝鮮銀行に支払が行われた。 (交渉) 基本的な法的見解を述べたのみ。
--	--	--	--	--

(3号+2317)

大 蔵 省

(13)

(2) 日本系通貨 朝鮮銀行所有の日本系通貨の返還を求める。 (1,525,493,702円¹³) (韓国側積算根拠) 請求額の大部分は焼却処分されたものがあるが、これらについては、焼却後日銀行員の署名した資料等によって請求を行な(通貨引換証) 日銀券 1,491,616,744円¹⁴(焼却) 6,442,831 (現物) 日本紙幣 23,800,000円¹⁵(焼却) 1,781,538円¹⁶(動乱中焼却) 日本軍票 216,183円¹⁷(焼却) 日銀小額紙幣 216,301円¹⁸(動乱中焼却) 準備券 1,412,056円¹⁹	① 日銀行員立会の下に焼却した各種通貨については (1) 日銀券、日本政府紙幣については、流通過程になかったものは、請求に応じ難い。 (2) 軍票、準備券については、流通していた当該地域の当局との間で解決すべきものであるから、韓国側に対して重ねて責任を負うべき態勢ではな ② その他については、現物呈示がなければ応じがたい。なお、動乱中焼却したといわれる部分については、日銀行員の立会もなく、確認できないから、請求に応ずることはできない。 第6次 第10回 (37.2.8) 宮川 主査	(日本側見解) ① 日銀券、日本政府紙幣(日本で通用したもの)については、証拠の確実なものについては支払うとの方針をもって臨む。 ② 軍票、準備券については、一義的にはその発行された地域(国)との間の問題である。 (計数) 流通額を確認することは不可能である。 (事実関係) ① 朝鮮地域においては、軍布告3号(20.7.7)により日銀券の通用が禁止され、その後日銀券はすべて金融機関に預入を命ぜられ、朝鮮銀行に集中された。 その後(日本における新円切替後)、その大部分は米軍、朝鮮銀行員及び日銀行員立会の下に焼却された。 ② 日銀券は21年新円切替と行ない、現在旧円は引換着が現物呈示した場合に限り、20万円まで新円に引換が認められる。	(交渉) 見解差言のみ (3回・28行)
--	--	--	---

大 蔵 省

(14)

(3) 被徴用者韓国人民 未収金	軍人軍属を含む韓国人民の被 徴用者の俸給、賃金、年金、 手当等の未払分の算出と請求 する。 (237,000,000円) (韓国側計算根拠) 1940.10.21付SCAP書簡に 示された222,164円に基づいた 請求	双方の納付額を基礎として、 概算を重ねた。 第6次、第10回 (37,287) 富川主査	(日本側見解) 原則として請求に応ずる。 (計数の実態) 一般請求は小委員会の下に設けられた 徴用関係等専門委員会において、韓国側 請求額の基礎となっているSCAP計数 には、日本側の資料を援用している 多額の重複額があることを指摘した。 (交渉) 日本側計数の提示を待たざる。 (従来の場合) 被徴用韓国人民未収金の請求に関しては 政府は、終戦後関係事業主に対して 未収金のうち、金銭及び有価証券等につ いては早急に供託手続をとるよう 指導した結果、一部は供託されている。 (38.2.7 衆参)
-----------------------------	--	--	--

(8頁(23行))

大 蔵 省

(15)

(4) 被徴用者補償金	大正戦争前後を通じて日本に徴用された韓国人(軍人軍属を含む)の蒙った精神的・肉体的苦痛に対し補償を要求する。 (364,000,000円) (韓国側換算根拠) 被徴用者の人数は米資料・日本側資料等を用いて推定し、補償金の金額は、生存者・死亡者・負傷者において諸要素を基の上決定。 (換算内訳) <table><tr><td>生存者</td><td>④ 200人</td><td>186,000円</td></tr><tr><td>死亡者</td><td>④ 1,650人</td><td>128,000円</td></tr><tr><td>負傷者</td><td>④ 2,000人</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>364,000円</td></tr></table> (韓国側計数) <table><tr><td>生存</td><td>648,081人</td><td>282,000人</td><td>930,081人</td></tr><tr><td>死亡</td><td>12,603人</td><td>68,000人</td><td>80,603人</td></tr><tr><td>負傷</td><td>2,000人</td><td>18,000人</td><td>20,000人</td></tr><tr><td>計</td><td>662,684人</td><td>368,000人</td><td>1,030,684人</td></tr><tr><td></td><td>(労働者)</td><td>(軍人軍属)</td><td>(計)</td></tr></table>	生存者	④ 200人	186,000円	死亡者	④ 1,650人	128,000円	負傷者	④ 2,000人	50,000円	計		364,000円	生存	648,081人	282,000人	930,081人	死亡	12,603人	68,000人	80,603人	負傷	2,000人	18,000人	20,000人	計	662,684人	368,000人	1,030,684人		(労働者)	(軍人軍属)	(計)	韓国側は、生存者・死亡者・負傷者に対する精神的苦痛に対する補償を要求しているが、日本側としては被徴用韓人は当時日本人と同じ法的地位にあったため、日本人においては徴用されたに過ぎないため補償措置をとっていない。かつ、徴用韓人については同様の取扱いをする必要はないと考える。 なお、死亡・負傷者に対する保護措置については、当時の国内法に基づき支給されたものについては支給済である。(かりに未支給のものあれば前記(3)の未払金として処理するべきものと考える。) なお、カニ回(37.2.8)宮川重吉	(日本側見解) 1) 委員会における発言は、あくまでも日本側目録に法的根拠を認めざるを得ないとして考えた。 2) 他方被徴用者の実情にかぎり、何等かの配慮を必要とするにせざるを得ないとの考えも部内で検討されていた。 (計数の交合) 一般請求権小委員のヒアリングより、徴用関係専門委員会において徴用者数の交合を行なった。 (日本側提示の計数)(いずれも一応の調査額) 1) 徴用者移入総数(8614~20,4) 617,684人 (終戦時現在 322,890人) 10) 20,391移入労働者数 288,488人 11) 朝鮮関係軍人・軍属数 <table><tr><th></th><th>(復員)</th><th>(死亡)</th><th>計</th></tr><tr><td>軍人</td><td>110,116</td><td>6,178</td><td>116,294</td></tr><tr><td>軍属</td><td>110,043</td><td>16,804</td><td>126,847</td></tr><tr><td>計</td><td>220,159</td><td>22,982</td><td>243,141</td></tr></table> (交渉) 両国間にはより日本側見解に基づき何等調整は行なわれなかった。		(復員)	(死亡)	計	軍人	110,116	6,178	116,294	軍属	110,043	16,804	126,847	計	220,159	22,982	243,141
生存者	④ 200人	186,000円																																																	
死亡者	④ 1,650人	128,000円																																																	
負傷者	④ 2,000人	50,000円																																																	
計		364,000円																																																	
生存	648,081人	282,000人	930,081人																																																
死亡	12,603人	68,000人	80,603人																																																
負傷	2,000人	18,000人	20,000人																																																
計	662,684人	368,000人	1,030,684人																																																
	(労働者)	(軍人軍属)	(計)																																																
	(復員)	(死亡)	計																																																
軍人	110,116	6,178	116,294																																																
軍属	110,043	16,804	126,847																																																
計	220,159	22,982	243,141																																																

(34・291)

(5)	韓国人の対日政府請求			
(a)	恩給	文官軍人が受けるべき恩給について	恩給支給の範囲について日本側としては、	(日本側見解)
		20年分(平均寿命を基に算出)の支払	はすしも既裁定者に限るとの狭い態度	平和条約発効の時期(27年4月)ま
		を請求する。	ではないが、	では朝鮮人に日本国籍があるとして、恩
		(306,184,870円)	の人員の範囲については、恩給の支払に	給を支給すると考えた。
		(韓国側が算根拠)	ついて国の負担となっていたもの(国庫	(日本側の提示した計数)
		1945年米軍政府が郵便官署を通じ	支弁の分)以外は応じられない。	一般請求権小委のもとに設けられた
		て付いた調査に基づき、所要の指	(b) 彼女としては日本国籍を有することを	徴用関係等専門委において朝鮮
		定を加えて算定(注:恩給法の規	要件とする恩給法の適用上、平和条約	関係の人員・金額の計数を求めた。
		定は韓国の独立という事態によ	発効に伴い国籍を喪失したとき以後	(南北鮮の区分なし。)
		る日本国籍の喪失には、その適用	の支給には応じられない。従って韓	人員 1,026人
		はないと主張)	国側の主張する20年分支給の要求に	金額 406百万円
		(韓国側計数)	は応ずることはできない。	
		(人数) (金額)	(c) また軍人軍属について付言すると、軍人は	
		年金 35,120 288,625,000	日本人の場合と同様に取扱うべきでない	
		一時金 20,268 165,487,770	が軍人恩給復給の時期との関係より	
		計 55,388 306,184,870	にて増加恩給のごとき持込されたものも余	
			り支給の余地はない。軍属は、いわゆる	
			未復員者給与法による支給以外には	
			考慮できない(これは3)未復員の向	
			題に帰着する)。	
			お6次・オ10回(37.2.8)高川査	

大 蔵 省

(b) 委託金 戦後在日韓国人引揚げの際に 日本政府に預けたものを譲渡 ① 税関に預託した通貨 (10,510,200円+8) ② 朝鮮券と交換した日銀券 (48,218,670円) ③ 旧朝鮮に委託し現在日本 政府に差押えられているもの (14,579,813円+42) (韓国側譲渡の根拠は) ①②については、 1951.9.7付日本政府のSCAP 宛書簡に添示してある数字に 基づいたものである。	①② 何れも金額について韓国法を得 て上で考慮したい。 ③ 旧朝鮮に委託し、現在日本政府に差押 えられているもの。 委託の経緯、金額についての事実関係は 承知しているが、従って、旧朝鮮財産に かゝるものが混在していたとしても、旧朝鮮 の財産差押えはSCAPの指令に基づき 指置であり、さらに、旧財産の処分代価 は、旧朝鮮に譲渡されており、改めて 韓国政府の請求に応ずべき筋合の ものでない。 サ6次サ10回 (87.2.8) 宮川 吉彦	(日本側見解) ①② に関しては、金額について韓国 法に従う意思を表明したい。 ③ については、証拠をなし、又SCAP指令 に基づき措置で日本に帰属したもので あり、他面日本政府は韓国人の生活 保護等に相当額の支出をしている。 (日本側の提示討教) 税関保管物件に關し、一般請求権利等 の下に設けられた聖用関係等事案等に おいて「引揚朝鮮人からの保管物件 集計表」の提示を行なった。(各種通貨 保管総額 14,579,813円+42) (事実関係) ① 税関保管物件 209.22総目今部発表AG0912に基づき 管理管理により引揚朝鮮人の帰属財産 と見做られ(当初1,000円、24年に10万円) 超過分を税関等へ保管した。 ② 交換日銀券 朝鮮人帰国の際、持帰る日銀券の 税関又は日銀代理店で、朝鮮券と交換 (87.2.23付)
---	---	--

			と引下し、交換のための朝鮮銀行は朝鮮軍政府から司令部を通して日銀に支給された。 ③ 朝鮮 24.9.8 国庫等規制令により解散団体の指示を受け、財産は接收され処分され、収入金は国庫に帰属した。 (参考) 原告及び共同被告物件について、計数提示して
(6) 韓国人の対日本人及び日本人の対韓国人の生命保険加入者の責任準備金を請求する(日本生命保険会社に対するもの)	韓国人の終戦時までの生命保険加入者の責任準備金を請求する。 (438,000,000円) (韓国側請求の根拠は) 関係19条について加入者責任準備金の返還を請求するものがあるが、年額の根拠は不明である。	本件はオ6項と関連があるため、オ6項の項で説明したい。 オ6次 オ10目 (37,287) 宮川圭彦	(日本側見解) 韓国人の対日本政府請求の項目の中に本件が追加私人間の請求が混在しているのはおかしいからオ6項で検討したい。

第6項	韓国人の日本政府又は日本人に対する権利の行使に関する原則	第1項～第5項に含まれない韓国人の権利は会談終了後も個別的に行使できるものとし、国交正常化まで時効は進行しないこととして欲しい。	答言なし	(日本側見解) このような留保条項を設け、後に何か残るか判らないという状態を残すことは、請求権問題の解決とならず、また実際問題としても時効を前提として成立している権利関係をくずし、また私債権取扱いの不均衡を招く等難点が多いので拒否の趣。
第7項	前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する	(説明なし)		
第8項	前記の返還及び決済は協定成立後遅くとも6ヶ月以内に行なう	(説明なし)		
原則問題	(1)換算レート	円表示請求分の支払は1945年の日本円対米ドルレートで換算したもので請求する。従つて終戦直後の改定レート10円=1米に於て請求する。	韓国側の日本に対する請求権は、すべて法的に円貨建金銭債権であり、いずれもドルあるいは金約款の付せられていたものではない。従つて、その支払を行なう場合には、金銭債権に関する原則に照らしても、当該債権の内容そのものによつて確定すべき円貨表示金額自体を支払えば足りるのであつて、これに対して更に韓国側のいふごとく換算を行なうべき筋合とは考えられない。ちなみに、現にわ	第6次第11回(最終回、37.3.6)において (57.3.6) 吉岡主査代理が発言されたが、これは、南北鮮区分、米軍所収の関連性等の微妙な問題にふれることを避けるから、上記の各項毎毎の討議を進めてきたので(計数の変換についても朝鮮全体の計数までとした)、最後にまとめてこれらの問題につき原則的立場を述べたものである。

(2)南北鮮問題

大韓民国の主権は朝鮮半島全部に及ぶものである。従つて韓国の対日請求権の範囲には北鮮地域のもが含まれる。

が国の各国に対する戦後の同種クレーム処理に当つても、韓国の主張するような形で解決された例はない。

現在行なわれている日本と韓国との間の請求権交渉は平和条約第4条の規定にもとづくものであつて、同条a項の規定によれば、日本と特別取極を行なうのは「現に当該〔第2条〕地域の施政を行つてゐる当局」であり、特別取極の対象となるのは、日本側については「日本国及びその国民の財産で当該地域にあるもの、ならびにこれらの地域の施政を行なつてゐる当局及びその住民に対する日本国及びその国民の請求権」であり、他方相手当局側については「日本国におけるこれらの当局及び住民の財産、ならびに日本国及びその国民に対するこれらの当局及びその住民の請求権」である。従つて、日韓両国の間に締結されるべき特別取極の対象は、韓国が現に施政を行なつてゐる地域である南鮮部分の請求権の範囲に限られることは明らかである。さらに、協定の条文上の表現は別に考えとしても、実質的に請求権は南鮮地域に限られるべきだというのが日本側の考え方である。

第6次第11回

(37.3.6)

吉岡主査代理

(3) 米國解釈

8 項目の対日請求はすでに日本の在韓財産が韓国に所屬を変更されたことを考慮に入れて提出されたもので、米國解釈を理由に、重ねて請求額の消滅ないし減額の必要はない。

平和条約第 4 条の解釈に関しては、日韓両国とも米國解釈に示された見解と同意見であることを明確に表明している。

上記「米國解釈」には、「日本が平和条約第 4 条 b 項において効力を承認した在庫日本財産の処理は、第 4 条 a 項に定められている特別取償を考慮するに当つて関連があるものであり」しかも「日・韓間の特別取償は、韓国内の日本資産を韓国政府が引取つたことにより、韓国の対日請求額がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなる」旨が明記されている。

韓国は日本に対する交戦国ではなく、また平和条約第 14 条を援用する立場にないことは明らかであるから、「米國解釈の内容とするところは、日本がこの在庫日本財産処理の効力を承認したことによりどの程度まで韓国の日本に対して有する法律上の請求権が消滅し又は満たされたかについては、韓国側の一方的に決定すべきことではなく、日韓間の交渉において決定されるべきものである。

すなわち、韓国側の提示している 8 項目の請求のうち法的根拠ありと認められるものに対する支払金額の決定にあたつては、当然この点を考慮し、その具体的適用について、日・韓間で協議されるべきである。

第 6 次第 11 回

37.3.6

吉岡主査代理

請求権委員会開催状況表

		日本側主席代表	韓国側主席代表	本会幹事	請求権委員会	請求権関係重要事項及び説明
予備会談	26.10.20~26.11.3					
※1次	27.2.15~27.4.25	松本俊一	梁 祐 燦	5回	8回	27.2.20 韓国側8項目の請求提出 27.3.6 日本側在韓財産に対する請求権主張
※2次	28.4.15~28.7.23	久保田貫一郎	金 溶 植	3 "	3 "	28.10.15 久保田発言
※3次	28.10.6~28.10.21	"	"	4 "	2 "	32.12.31 米国解税に基づき日本側請求権主張撤回
※4次	33.4.15~35.4	沢田康三	林 炳 燮	14 "	13 "	35.4.19 李承晩政权退陣 以上の時期は、会談自体の開催期間が短くかつた上、討議内容も請求権の内容について具体的に討議に立ち入る前の前提となる基本的な点の対立に終始していた。 (1) 日本側の在韓日本財産に対する請求権の問題 (2) 久保田発言の問題 35.8 張勉内閣成立 36.5.16 軍事革命起る 36.7.3 朴政权成立 36.11.12 池田 升 会談 (法的根拠のあるものについて) 37.3.12 小坂 隆 会談 (金額提示の問題をめぐり)
※5次	35.10.25~36.5	"	金 鎮 午	4 "	11 "	36.5.16 軍事革命起る 36.7.3 朴政权成立
※6次	36.10.20~37.3	木道助	裴 義 燦	3 "	4 "	36.11.12 池田 升 会談 (法的根拠のあるものについて) 37.3.12 小坂 隆 会談 (金額提示の問題をめぐり) 以上の時期は、韓国側は請求権の内容を個別に説明し、日本側は、10大項目の金額の積上げ計算

大 蔵 省

(2)

内閣外次	37.3.12~37.11	杉 道 助	張 義 煥	1 回	1 回	に於て請求権の金額を支払う方法に於て問題の処理を考へていた時期である。 37.11.12 大平 金 3 解
外次	39.12.3~	杉 道 助 高 杉 晋一	金 東 祚			外次、外次会談の結果 8 項目に於ける法律的事実的見解のへばたりがはばはでいたため、これを解決する方法として日本側としては対韓経済援助として問題を考へ、韓国側としては経済協力の為のことに請求権の支払を受けるという解決があるが提案され、その随伴的結果として請求権問題は解決するものとした。
						40.4.3 榎名 孝 合意事項イニシアル 40.6.22 諸協定正式調印

(32・23頁)